

議事日程第1号

平成21年5月29日（金）

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案上程（議案第51号から第53号まで）

提案理由の説明（市長）、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

2番 吉田清孝	3番 三浦利通	4番 古仲清紀
5番 柳楽芳雄	6番 三浦一郎	7番 船木正博
8番 中田謙三	9番 佐藤巳次郎	10番 吉田直儀
11番 畠山富勝	12番 越後貞勝	13番 三浦桂寿
14番 木元利明	15番 船木金光	16番 安田健次郎
17番 笹川圭光	18番 船橋金弘	19番 中田俊雄
20番 大森勝美	22番 杉本博治	23番 高桑國三
24番 船木茂		

欠席議員（2人）

1番 中田敏彦	21番 佐藤美子
---------	----------

議会事務局職員出席者

事務局長	小玉一克
副事務局長	目黒重光
局長補佐	木元義博
主査	畠山隆之
主任	武田健一

説明のため出席した者

市 長 渡 部 幸 男
企画政策課長 下 間 秀 春
財 政 課 長 山 本 春 司
環境防災課長 戸 部 秀 悦
農林水産課長 伊 藤 敦
選管事務局長 (総務課長兼任)

副 市 長 伊 藤 正 孝
総 務 課 長 湊 正 人
市民生活課長 加 藤 透
福祉事務所長 佐 藤 誠 一
病院事務局長 武 田 英 昭

午前 10 時 04 分 開 会

○議長（船木茂君） おはようございます。これより平成 21 年 5 月第 2 回臨時会を開会いたします。

中田敏彦君、佐藤美子さんから欠席の届け出があります。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事は、議事日程第 1 号をもって進めます。

日程第 1 会期の決定

○議長（船木茂君） 日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日 1 日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（船木茂君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

18 番船橋金弘君、19 番中田俊雄君を指名いたします。

日程第 3 議案第 51 号から第 53 号までを一括上程

○議長（船木茂君） 日程第 3、議案第 51 号から第 53 号までを一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第 51 号 平成 21 年度男鹿市一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分について

議案第 52 号 男鹿市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第 53 号 男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改

正する条例について

○議長（船木茂君） 提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） おはようございます。

本日、平成21年5月第2回臨時会を招集いたしましたところ、ご出席を賜りましてありがとうございます。

本臨時会でご審議いただきます議案件は、補正予算の専決処分など3件ありますが、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第51号平成21年度男鹿市一般会計補正予算（第2号）の専決処分についてであります。

本議案は、新型インフルエンザ対策費の措置について専決処分を行ったもので、その承認を求めるものであります。

新型インフルエンザの状況につきましては、去る5月16日に国内で発生したことを受け、同日、男鹿市新型インフルエンザ災害対策警戒部を設置するとともに、男鹿みなと市民病院内に発熱外来を設置し、感染拡大防止に向けた対策を図っているところであります。

28日現在、発熱相談センターへの電話相談は33件で、うち16の方が発熱外来を受診しており、いずれも新型の疑いはないと診断されております。

次に、議案第52号男鹿市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、国の給与改定に準じて一般職の職員の期末手当及び勤勉手当並びに特別職の職員及び教育長の期末手当について、平成21年6月に支給する額を暫定的に減ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第53号男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、前号議案同様、議会議員の期末手当について、平成21年6月に支給する額を暫定的に減ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご承認、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（船木茂君） 次に、議案の説明を求めます。

まず、議案第51号について、山本財政課長の説明を求めます。山本財政課長

【財政課長 山本春司君 登壇】

○財政課長（山本春司君） それでは私から、議案第51号平成21年度男鹿市一般会計補正予算（第2号）の専決処分について、補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、一般会計補正予算（第2号）の1ページをお開き願いたいと存じます。

本補正予算は、去る5月8日の臨時会以降、新型インフルエンザ対策に要する経費について措置したもので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、ご承認賜りたいというものであります。

まず、条文の第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ420万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ148億6千720万円とするものであります。

予算の補正の当該区分ごとの金額等につきましては、第1表によってご説明申し上げます。

恐れ入りますが、3ページをご覧くださいと存じます。

第1表は歳入歳出予算補正であります。補正額とその概要について申し上げます。

11款地方交付税は420万円の追加で、普通交付税であります。

以上の結果、歳入合計は420万円を追加し、予算の総額を148億6千720万円といたすものであります。

次のページをご覧くださいと存じます。

次に、歳出であります。4款衛生費1項保健衛生費は420万円の追加で、男鹿市南秋田郡医師会からの診療支援を受けるための発熱外来診療等業務委託料及び発熱外来設置に要する消耗品費などあります。

以上の結果、歳出合計は歳入同様、420万円を追加し、予算の総額を148億6千720万円といたすものであります。

以上で、議案第51号平成21年度男鹿市一般会計補正予算（第2号）の専決処分についての説明を終わりますが、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（船木茂君） 次に、議案第52号及び第53号について、湊総務課長の説明を求めます。湊総務課長

【総務課長 湊正人君 登壇】

○総務課長（湊正人君） 私からは、議案第 5 2 号男鹿市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について及び議案第 5 3 号男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明させていただきます。

まず、今回の改正の経緯について説明させていただきます。

人事院では、国家公務員の給与等については例年ですと 8 月に勧告しておりますが、昨年来の世界的な金融危機を発端とした景気の急速な悪化により、民間企業の夏季一時金の状況は過去に見られないほど大幅な前年比マイナスとなるものと予想されることから、4 月に緊急に特別調査を実施したところであります。

その調査結果をもとに、人事院では、5 月 1 日に国会及び内閣に対し、国家公務員の 6 月期の期末・勤勉手当を合わせて 0. 2 0 月分を凍結する内容の勧告をしたところであり、その法案が本日成立する運びとなっております。

また、県においては、人事委員会が 5 月 1 3 日、同様の内容で県議会及び知事に対し意見書を提出し、2 2 日に議決されております。

市といたしましても、このような状況を踏まえ、同様に 6 月手当について、期末手当を 0. 1 5 月、勤勉手当を 0. 0 5 月を引き下げることとし、このたび、必要な条例の改正をお願いするものであります。

それでは、議案について説明いたします。

議案書の 2 ページをお願いいたします。

議案書の 2 ページは、議案第 5 2 号男鹿市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

男鹿市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

よって、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

改正条文は 3 ページから 4 ページまでとなっておりますが、別に配付しております新旧対照表で後ほど説明させていただきます。

続きまして、5 ページをお願いいたします。

議案第 5 3 号男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

よって、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

改正条文は次の 6 ページであります、これも別に配付しております新旧対照表で説明させていただきます。

それでは、別紙の資料をご覧いただきたいと存じます。

議案第 5 2 号資料ですが、男鹿市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表ですが、第 1 条は、男鹿市一般職の職員の給与に関する条例で、附則に第 1 3 項として、平成 2 1 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第 1 5 条第 2 項及び第 1 6 条第 2 項の規定の適用については、第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 3 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 2 0」と、第 1 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 7 2. 5」とあるのは「1 0 0 分の 6 7. 5」とするものであります。

以上により一般職の職員は、期末・勤勉手当を合わせて 0. 2 0 月分引き下げるものであります。

次のページをお願いいたします。

第 2 条は、男鹿市特別職の職員の給与に関する条例で、現行の附則第 2 項から第 5 項までを削り、新たに第 2 項として、平成 2 1 年 6 月に支給する期末手当に関する第 4 条第 1 項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 1 5 5」とあるのは、「1 0 0 分の 1 4 0」ととするものであります。

3 ページをお願いします。

第 3 条は、男鹿市教育長の給与等に関する条例で、附則の第 2 項を「平成 2 1 年 6 月に支給する期末手当に関する第 3 条の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 1 5 5」と」とあるのは、「1 0 0 分の 1 4 0」と」とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

議案第 5 3 号資料は、男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表ですが、附則第 6 項として、平成 2 1 年 6 月に支給する期末手当に関する第

5 条第 3 項の規定の適用については、同項中「「1 0 0 分の 1 5 5」と」とあるのは、「「1 0 0 分の 1 4 0」と」とするものであります。

なお、両議案とも公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第 5 2 号、第 5 3 号について説明を終えさせていただきますが、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（船木茂君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、6 番三浦一郎さん。

○6 番（三浦一郎君） 6 番の三浦です。2 点についてお伺いします。

1 つは、5 2 号の職員の一時金の暫定的な減額のことなんですが、本来はやっぱり公務員の給与というのは民間のですね、賃金とかそういうのが確定してから、それになってきちんと調査が行われた上ですね、それに対応するべきだと思いますが、いかにも民間の簡単な調査で、しかもどうなるのかまだわからない段階で、それになって暫定的に、勤労者にとっては重要な賃金をですね、暫定的に引き下げて支給するというのは、やっぱりいささか拙速過ぎて自分では疑問に思いますけれども、人事院のですね、そういう慌てて調査をして、そういう仕組みの中で暫定的にカットするというのはいかがなものかなと思いますので、どういうふうに考えているのか、市長の考え方をお聞かせいただければと思います。

それから 2 つ目は、いわゆる職員団体として男鹿市職員労働組合があるわけですから、賃金とは重要な変更になります。しかも引き下げでありますから、職員団体の皆さんとは事前に話し合いを持っているのか。そして差し支えがなければ、どういう経過で進行しているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（船木茂君） はい、湊総務課長。

【総務課長 湊正人君 登壇】

○総務課長（湊正人君） お答え申し上げます。

まず 1 点目の職員の暫定的な引き下げ、勧告の引き下げということの考え方でありますけれども、先ほども少し説明いたしましたとおり、人事委員会では景気の急速な悪化ということで緊急に調査したものであります。それによりますと、民間の企業が大幅な前年比、マイナスになるものというふうにして判断して、今回、暫定的に手当、期末・勤勉手当合わせて 0. 2 月分を凍結するというものでございます。暫定的であ

ります。今後また人事院では民間の調査等行いまして、また勧告されるものというふうにして思います。ということで、今回は暫定的に0.2月、民間の調査の上で0.2月分を引き下げるということで、本市といたしましても同じように県並びに各市とも引き下げしておりますけれども、まだ可決してない市町村もあるわけですが、同じように0.2月分を今回引き下げ、凍結いたしたいというふうに思いますので、どうぞよろしくその点をお願いいたしたいと思います。

それから2つ目の労働組合との話ですが、先日、日にちはあれですけども、労働組合とも話し合いをいたしました。それで労働組合としては、納得はできないけれどもやむを得ないというふうにして話し合いを終えておりますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

○議長（船木茂君） 再質疑。はい、三浦さん。

○6番（三浦一郎君） 2つ目の点は事前にですね、そういうふうに話し合いをされているということについては大変結構だなということを思っております。

ただ、前段の方はですね、何といいますか、国の人勧を真似てしまう、県の人勧も含めてなんです、何かあまりこう上にただ倣うような形でですね、それに従うような傾向というのはやっぱりあまり望ましくないのではないのかなと。人勧は勧告であっても、各地方自治体では独自にですね、自分方のいわゆるそういう方針については取れるはずだと思いますし、そういう意味ではですね、自分としては、これからは国よりは地方のいろんな考え方で国の人勧とかそういうことについてもですね、意見を具申していくようなことが必要だと思いますので、単にそういうふうに倣うということについては自分としてはいささか疑問な点があることをですね、表明をして、質問を終わります。

○議長（船木茂君） 6番三浦一郎さんの質疑を終結いたします。

ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって本３件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第５１号から第５３号までを一括して採決いたします。本３件については、原案のとおり可決及び承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、議案第５１号から第５３号までは原案のとおり可決及び承認されました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。これで５月第２回臨時会を閉会いたします。

午前１０時２６分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 船 木 茂

議 員 船 橋 金 弘

議 員 中 田 俊 雄

